

概ね5年間で実施する取組内容(令和元年度)

凡例	直轄	県	
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○

取組方針					各関係機関の取組内容													
直轄		県管理河川			雲出川・櫛田川				雲出川				櫛田川					
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町		
項目	事項	内容			記載箇所													
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組み																		
(1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																		
① 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表<国>		【浸水状況の把握】<県> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成します。 ・浸水継続時間を示す区域や家屋倒壊等想定氾濫区域を設定します。 ・市に浸水想定区域図等を提供し、説明します。			1) 1	【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】<県> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、市町に提供し、説明を行います。			1) 6	これまでの取組	・雲出川・櫛田川は平成28年度に公表済み。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域を表示する。(H28年度)				・公表内容について情報共有を図る(H28年度～) ・H30年度までに県内の水位周知河川38河川において浸水想定区域図を作成・公表			
		今後の取組み	・H31年度に県内の水位周知河川以外の12河川において浸水想定区域図を作成				水位周知河川17河川(三河川、水位周知河川以外2河川(勢々川、真盛川)について平成31年度公表予定 水位周知河川以外について今後実施予定				・浸水想定区域図を完了し、津市へ説明。 水位周知河川(雲出川(県管理区間)、安濃川、岩田川、美濃川、相川、志登川、横川) 水位周知河川以外(中ノ川、毛無川、穴倉川、三河川、天神川)							
② 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<国>		【内水浸水想定区域図の作成】<津市・松阪市> ・内水浸水想定区域図を作成します。			1) 3	【内水浸水想定区域図の作成】<松阪市・多気町・明和町> ・内水浸水想定区域図を作成します。			1) 7	これまでの取組					-			
		今後の取組み	公共下水道事業計画区域の浸水区域について、調査・検討を行う。				-				-							
③ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<国>		【浸水実績等の把握】<松阪市、多気町、明和町> ・避難等を的確に行えるようにするために、浸水実績を整理します。			1) 9	【浸水実績等の把握】<松阪市、多気町、明和町> ・避難等を的確に行えるようにするために、浸水実績を整理します。			1) 9	これまでの取組	-				-			
		今後の取組み	これまでの水害における浸水実績を整理する。				-				-							
④ 前長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施<市町>		【避難勧告発令範囲の細分化】<県・国・津市> ・浸水想定区域図を作成における破壊箇所毎の水位情報及び破壊により浸水する区域やその浸水深、流速等を時系列に整理し、提供します。 ・切迫感ある情報を提供するため、避難勧告発令範囲や順序を見直します。			1) 5	【浸水想定区域図の作成・配付】<松阪市・明和町> ・洪水浸水想定区域図や内水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを作成し、住民に配付します。			1) 2	これまでの取組	- 自治体への助言を行う。				- 自治体への助言を行う。			
		今後の取組み	引き続き実施				引き続き実施				県管理河川における洪水ハザードマップを作成する。(H31年度)							
⑤ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備<市町>		【洪水ハザードマップの見直し】<津市・松阪市> ・洪水ハザードマップを見直します。 ・市民に避難所や避難経路を周知します。			1) 2	【洪水ハザードマップの作成・配付】<松阪市・明和町> ・洪水浸水想定区域図や内水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを作成し、住民に配付します。			1) 2	これまでの取組	- 自治体への助言を行う。				- 自治体への助言を行う。			
		今後の取組み	引き続き実施				引き続き実施				引き続き実施							
⑥ 前長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施<市町>		【水防法第十五条第三項】<市町>				【水防法第十五条第三項】<市町>				これまでの取組	- 市長も含めた図上訓練など、実践的な訓練を実施する。				- 市長も含めた図上訓練など、実践的な訓練を実施する。			
		今後の取組み	引き続き実施				引き続き実施				引き続き実施							
⑦ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備<市町>		【水防法第十五条第三項】<市町>				【水防法第十五条第三項】<市町>				これまでの取組	- 中部地整にて手引きを公表				-			
		今後の取組み	引き続き実施				引き続き実施				引き続き実施							

取組方針						各関係機関の取組内容														
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川					
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)	三重河川国道事務所		三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町		
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所														
	⑥小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施(国・県・市町)	【水防災教育の実施】<県・津市・松阪市> ・小中学生の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。 (出前講座、「防災ノート」の配布等)	1) 6	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。 (出前講座、「防災ノート」の配布等)	1) 10	これまでの取組	出前講座の実施 ・防災ノート等を活用した防災教育を実施する ・要請があれば、出前講座等を実施する													
	⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進(国・県・市町)	【要配慮者利用施設管理者への説明会の実施】 <県・津市・松阪市・国・気象台> ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動がとれるように、施設管理者に避難対策等の構築を促すための説明会(水害・土砂災害に関する情報提供等)を実施します。	1) 7	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 <県・松阪市・明和町> ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の立地状況、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認します。	1) 5	これまでの取組	・H29年度津市をモデル地区として講習会を開催 ・それをもとに本省にて講習会の運営マニュアルを作成 ・避難訓練の実施を支援	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける												
	⑧防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成(国・県・市町)	【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。	1) 11			これまでの取組	・マスコミとの意見交換会を開催するなど、密接な関係構築を図り、広報活動の協力を得る ・出前講座の実施	・県政だよりに風水害に関する記事を掲載する												
						今後の取り組み	引き続き実施 ・防災講演会・治水施設の見学会を開催予定 ・三重県川の歴史的水災施設を説明する副読本を作成し、三重四州沿川の小学校に配布予定	引き続き実施												
						これまでの取組														
						今後の取り組み														
						これまでの取組														
						今後の取り組み														

取組方針						各関係機関の取組内容																								
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川															
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		三重河川国道事務所		三重県		津地方気象台		松阪市		松阪建設事務所		松阪地域防災総合事務所		津建設事務所		津地域防災総合事務所		津市		蓮ダム管理所		多気町		明和町	
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所																								
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組み																														
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																														
① 避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定<国・気象台・県・市町>																														
			【洪水時における河川管理者からの情報提供等】<県・松阪市・明和町> ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる情報を県と市町で共有します。 ・水位周知河川の沿川市町等と河川管理者においてホットラインの運用を行います。			1) 2)			これまでの取組		策定済み(四日市市、鈴鹿、津、松阪、伊勢市)		策定済み(四日市市、川越町、津市)		策定作業に関して、気象台の発表する気象・防災情報等について作成協力を行う。		・河川ごとに水害対応タイムラインを作成した。 ・河川監視カメラを百々川・名古屋川・三渡川・金剛川・栗石川に設置した。		タイムライン策定に着手する										H29年策定済み	
			【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】<県・松阪市・明和町> ・「いつ」「誰が」「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。			1) 2)			今後の取組み		-避難判断水位を超える洪水を経験する毎に実運用し適宜見直し作業を実施する【引き続き実施】		-未作成の県管理水位周知河川について、県と市町の連携により河川及び市町別にタイムラインを作成する。		引き続き実施		-		令和元年度出水期までにタイムライン策定予定										-今後検討していく	
② タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成<国・市町>																														
									これまでの取組		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
									今後の取組み		-自治体への助言を行う【引き続き実施】		-		-		-		-		-		-		-		-		-先進的に取り組んでいる事例も参考に検討していく	
④ 想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し<市町>																														
									これまでの取組		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
									今後の取組み		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	
⑤ 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討<国・市町>																														
									これまでの取組		-自治体への助言を行う		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
									今後の取組み		引き続き実施		-		-		-		-		-		-		-		-		-国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	
⑥ 水害時に着目した指定避難場所の見直しを行う<市町>																														
			【隣接市町における避難場所の設定】<松阪市・多気町・明和町> ・各市町において水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所に収容できない場合等においては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を行います。			1) 4)			これまでの取組		-自治体への助言を行う		-		-		-		-		-		-		-		-		-浸水想定区域見直し後の避難勧告等の発令基準の見直しについて、令和元年度出水期までに整理を行う	
									今後の取組み		引き続き実施		-		-		-		-		-		-		-		-		-浸水想定区域見直し後の避難勧告等の発令基準の見直しについて、令和元年度出水期までに整理を行う	
⑦ 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施<国・気象台・県・市町>																														
			【洪水対応演習の実施】<県・津市・松阪市・国・気象台> ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるように、模擬文を使用し実際と同じ伝達系統で、洪水時の水位情報を関係機関に伝達します。			2) 12)			これまでの取組		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する		-毎年、出水期前までに実施する	
									今後の取組み		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施	
【水門開閉訓練の実施】<県・津市> ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。																														
			【水門開閉訓練の実施】<県・松阪市・多気町・明和町> ・洪水時に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。			2) 13)			これまでの取組		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
									今後の取組み		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
⑧ 三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る<国・県・市町>																														
									これまでの取組		-すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る -道路情報共有等で連携を図る。		-すでに対応済み		-すでに対応済み		-		-		-		-		-		-		-所長と市長間のホットラインを始め、すでに対応済み	
									今後の取組み		引き続き実施		引き続き実施		引き続き連携を図る		-		-		-		-		-		引き続き連携を図る			
⑩ 報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信<国・県・市町>																														
									これまでの取組		-マスコミとの意見交換会を開催することで当方からの情報、専門用語等を理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信を促進する		-災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う		-		-		-		-		-		-		-		-災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う	
									今後の取組み		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		-		-		-		-		-		引き続き実施			

取組方針					各関係機関の取組内容												
直轄		県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川			
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)	三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町	
項目	事項	内容		記載箇所													
(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																	
	①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>				これまでの取組	スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始	国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)	—	—	—	—	—	スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の発信についても検討する		緊急速報メールやアラート等を活用した情報発信	アラート、緊急速報メールによる情報発信	
					今後の取組み	プッシュ型配信について、出水期をメドに周知を図る	引き続き実施						引き続き実施		引き続き実施	引き続き実施	
					これまでの取組		—						「防災みえ」、「NHKデータ放送」の周知のためのチラシ配布。(H29.5、H30.6.15)		—	明和町防災マップにURL記載	
					今後の取組み		—						—		緊急速報メールやアラート等を活用し、情報を発信する	引き続き実施	
	②円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備<市町>				これまでの取組									防災無線を補完する装置の設置を検討する	—	一部避難場所には防災行政無線を設置済み	
					今後の取組み									引き続き実施	防災行政無線の戸別受信機設置を推進する(継続実施)	今後、随時検討【引き続き実施】	
					これまでの取組			(平成29年度) ・7月から実施済み ・基準値を変更する該当市町に説明									
					今後の取組み			(平成31年度) ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の水害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 ・台風強度予測を5日先までに延長 ・警戒レベルとの対応 ・気象情報、水害・土砂災害情報及び災害発生情報等を一元的に集約したポータルサイトの作成 ・危険度分布の希望者向け通知サービス									

取組方針						各関係機関の取組内容														
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川					
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)			櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)			三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所														
3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組																				
(1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																				
		①消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練 ＜市町＞					これまでの取組													
							今後の取組み													
		②関係機関が連携した水防訓練 【水防法第三十二条の二】＜国・県・市町＞	【水防訓練の実施】＜県・津市・松阪市＞ ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。	2) 11	【水防訓練の充実】 ＜多気町・明和町・松阪市＞ ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。	2) 17	これまでの取組	・水防管理団が行う水防訓練への参加	・水防管理団が行う水防訓練への参加											
							今後の取組み	引き続き実施	引き続き実施											
		③迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換＜国・市町＞					これまでの取組	・水防団との意見交換会を実施する												
							今後の取組み	引き続き実施												
							これまでの取組													
							今後の取組み													
		④重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検を行う＜国・県・市町＞	【重要水防区域の点検】＜県・津市・松阪市・国＞ ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。	2) 9	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ＜県・松阪市・多気町・明和町＞ ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。 ・水防資機材の備蓄情報を共有します	2) 15	これまでの取組	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目標に】	・河川管理者が実施する共同点検に参加する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する										
							今後の取組み	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施								
		⑤大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育（水防工法の伝承、安全教育など）を実施＜国・市町＞	【水防に関する広報の充実】 ＜松阪市・多気町・明和町＞ ・水防団員の募集、自主防災意識、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施します。	2) 16			これまでの取組	・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催												
							今後の取組み													
		⑥消防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標等の設置＜国・市町＞	【量水標の設置】＜県・津市・松阪市＞ ・地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。	2) 10	【危機管理型水位計、量水標の整備】 ＜県・松阪市・多気町・明和町＞ ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置を行います	1) 13	これまでの取組	（簡易水位計） 【H27年度末時点】で総数 川11箇所、櫛田川4箇所、 雲川4箇所に設置済み H30年度に危機管理型水位計を設置。	（危機管理型水位計） ・H30年度に県内で危機管理型水位計を120基設置済											
							今後の取組み	（量水標） ・平成30年度に危険箇所 に量水標を危機管理型水位計を順次設置する 危険箇所の見直し等必要に応じて設置	（危機管理型水位計） ・H31年度に県内で危機管理型水位計を61基設置する。											
		⑦住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信＜国・市町＞					これまでの取組	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始	・国からの情報発信をホームページで共有する（H28年度～）											
							今後の取組み	プッシュ型配信について、 出水期をMDに周知を図る	引き続き実施											

取組方針						各関係機関の取組内容																														
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川																					
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		三重河川国道事務所		三重県		津地方気象台		松阪市		松阪建設事務所		松阪地域防災総合事務所		津建設事務所		津地域防災総合事務所		津市		蓮ダム管理所		多気町		明和町							
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所																														
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																																				
		①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>					これまでの取組	支援する					-																							
		②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>					今後の取組み	引き続き実施																												
		③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動<国・県・市町>					これまでの取組	-																												
						【市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】<松阪市・多気町・明和町> ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討します。	2) 20	今後の取組み	関係市町と調整し説明会を開催する。																											
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																																				
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市町>					これまでの取組	-																												
							今後の取組み	排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。																												
		②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市町>					これまでの取組	・災害発生時の緊急連絡体制は整備済み ・水防管理団体の要望に あわせて水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車の操作訓練を実施する。																												
							今後の取組み	引き続き実施																												
		③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・市町>					これまでの取組	・年1回、実施する																												
							今後の取組み	引き続き実施																												
		④施設・庁舎の耐水化<国・市町>					これまでの取組	-																												
						【市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】<松阪市・多気町・明和町> ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施します。	2) 21	今後の取組み	引き続き実施																											
		⑤水害BCP(事業継続計画)を作成<国・市町>					これまでの取組	-																												
							今後の取組み	検討する。																												
(4) ダムの危機管理型の運用方法の高度化																																				
		①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用<国・県>					これまでの取組																													
						【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(ダム運用)】<県> ・洪水調節容量の確保のため、安濃ダムの管理水位の設定と事前放流の試行を実施します。	3) 17	今後の取組み	引き続き実施																											

取組方針						各関係機関の取組内容																			
直轄			県管理河川			雲出川・櫛田川						雲出川			櫛田川										
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 櫛田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域管理河川における取組(H28.12.22)		櫛田川圏域管理河川における取組(H30.3.27)	三重河川国道事務所		三重県	津地方気象台	松阪市	松阪建設事務所	松阪地域防災総合事務所	津建設事務所	津地域防災総合事務所	津市	蓮ダム管理所	多気町	明和町							
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所																			
4) 河川管理者が実施するハード対策																									
		①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)<県> ・計画的な河川改修を実施します。	3)	14	【危機管理型ハード対策<県> ・決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に堤防の天端舗装や堤防裏法面保護工の整備を行います。	3)	22	これまでの取組	危機管理型ハード対策を今後5年間で整備する雲出川: 防災関係施設の整備は河川整備計画に基づき検討する。	—	—	—	整備必要箇所の検討	—	—	—	—	—						
	今後の取組み								引き続き実施	(危機管理型ハード対策) ・H31年度に県内で危機管理型ハード対策を3河川実施する。	—	—	—	—	整備必要箇所の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	これまでの取組								—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	今後の取組み								—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)<県> ・計画的な河川改修を実施します。	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)<県> ・計画的な河川改修を実施します。	3)	15	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)<県・津市・松阪市> ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。	3)	23	これまでの取組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	今後の取組み								—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	今後の取組み								—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	今後の取組み								—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)<県・津市・松阪市> ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)<県・松阪市・多気町・明和町> ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。	3)	16	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)<県・松阪市・多気町・明和町> ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。	3)	24	これまでの取組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	今後の取組み								—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	今後の取組み								—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	今後の取組み								—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																									
		【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 <県> ・地域防災計画に土砂災害(特別)警戒区域の事項を掲載します。<津市・松阪市> ・土砂災害のハザードマップを作成し、各戸へ配布します。<津市・松阪市> ・「ハザードマップ・ポータルサイト」の情報を更新します。<国>	【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 <県> ・土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。 <松阪市・多気町・明和町>	4)	18	【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 <県> ・土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。 <松阪市・多気町・明和町>	4)	25	これまでの取組	基礎調査を完了し、結果を公表する。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	今後の取組み								本年度末の基礎調査完了に向けて取り組みます。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・基礎調査完了後は、地形変化等のあった箇所について調査を行っていきます。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	今後の取組み								警戒区域の指定がされた後、早期に指定緊急避難場所の見直し及びハザードマップの作成を行い、住民向けの説明会を行う。 ・地滑りの指定に伴い、飯所・飯高管内のハザードマップの見直しを検討する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	今後の取組み								土砂法基礎調査、平成31年度完了を目指して実施。 ・土砂災害(特別)警戒区域指定、平成33年度完了を目指して実施。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。 <県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接配信します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。	【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表し、確実に市町へ伝達します。 <県・津地方気象台> ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を発信します。<県・津地方気象台> ・避難勧告等の発令基準の運用と、的確な伝達周知を実施します。<松阪市・多気町・明和町>	4)	19	【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表し、確実に市町へ伝達します。 <県・津地方気象台> ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を発信します。<県・津地方気象台> ・避難勧告等の発令基準の運用と、的確な伝達周知を実施します。<松阪市・多気町・明和町>	4)	26	これまでの取組	土砂災害警戒情報を発表する。 ・土砂災害危険度情報を適時周知する。 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信する。 ・市の防災担当者へホットライン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	今後の取組み								土砂災害警戒情報を発表し、確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を発信する。 ・市の防災担当者へホットライン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	今後の取組み								【引き続き実施】 ・土砂災害警戒情報を発表する。 土砂災害危険度情報を適時周知する。 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信する。 ・市の防災担当者へホットライン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	今後の取組み								地域防災計画の見直しを行い、警戒避難体制の整備を進める。 ・土砂災害警戒情報発表時における避難勧告等の発令 ・要配慮者施設への情報伝達手段の検討【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		【早めの避難につなげる啓発活動】 ・市担当者向け勉強会等を実施し、「住民主体の防災体制づくり」「土砂災害に関する防災訓練の実施」要配慮者利用施設の警戒避難体制づくりを支援・促進します。 <県・気象台> ・土砂災害から身を守るため自主避難を促す出前講座を実施します。 <県・気象台> ・土砂災害防止月間(6月)を中心に年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。<津市・松阪市>	【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市担当者向け勉強会等を実施します。<県> ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。<県・松阪市・多気町・明和町> ・土砂災害警戒避難ガイドラインに基づく防災訓練・防災教育を実施します。<松阪市・多気町・明和町>	4)	20	【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市担当者向け勉強会等を実施します。<県> ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。<県・松阪市・多気町・明和町> ・土砂災害警戒避難ガイドラインに基づく防災訓練・防災教育を実施します。<松阪市・多気町・明和町>	4)	27	これまでの取組	市町担当者向け勉強会等を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	今後の取組み								市町担当者向け勉強会等を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	今後の取組み								土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	今後の取組み								土砂災害から身を守るための訓練・啓発を行います【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	